

保護者様

埼玉県立川越南高等学校長 佐々木 美智子

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間延長に伴う対応について

立春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また日ごろから、本校の教育活動に御支援、御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、「緊急事態宣言」の期間延長に伴う埼玉県教育委員会からの指示を受け、本校では下記のとおり対応することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 始業時刻の繰り下げ及び短縮授業の実施の再延長について

始業時刻の繰り下げと短縮授業の実施を3月5日（金）まで再延長します。

	1・2学年
始業時刻（SHR開始時刻）	9時30分
授業日程	40分短縮授業 6時間

※1・2学年は水曜日のみ40分短縮授業7時間となります。

※1・2学年の定期考査（2月19日から2月25日まで）は各時間50分で行います。

※3学年の登校日（2月22日）の始業時刻は10時30分とします。

※2月26日から3月3日までの期間に加えて3月5日、3月8日は入学者選抜のため臨時休業となります。

※今後の行事予定等の詳細は、本校Webサイトを御確認ください。

2 部活動の原則中止期間の再延長について

部活動の原則中止期間を3月7日（日）まで再延長します。

ただし、緊急事態宣言下においても公式戦が計画どおり実施される部活動については、例外的に活動することができます。ただし、例外的に活動する場合であっても、他校との練習試合や合同練習等は中止します。

※例外的な活動が認められる条件は、公式戦実施予定日から起算して14日前が上記部活動中止期間に含まれる部活動です。

※例外的な活動を実施する部活動の活動予定の詳細は、別途各部顧問から連絡いたします。

※例外的な活動を実施する部活動も公式戦終了後は活動中止となります。

3 感染拡大防止に向けた学校と家庭の連携について

学校での集団感染を防ぐために下記の内容について引き続き御協力をお願いします。

- (1) 登校前の健康観察（発熱等の風邪症状の有無の確認）と規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合の自宅休養の徹底
- (3) 3密の回避・正しい手洗い・マスク着用など基本的な感染防止対策の徹底
- (4) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- (5) 生徒のみの会食等の自粛

埼玉県立川越南高等学校
担当：教頭 我妻 英
電話（学校）：049-244-5223